

令和7年10月20日

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 出 村 光
同 上 野 仁 志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和6年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

（1）平塚文化芸術ホール及び見附台公園

対象部課：市民部 文化・交流課

都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：ひらつか文化パートナーズ

2 監査の実施期間

令和7年8月13日から9月29日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）指定手続き
- （2）協定書
- （3）指定管理料
- （4）施設の管理
- （5）業務の履行
- （6）利用料金
- （7）指定管理者の出納

4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査委員の除斥

城田孝子監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

6 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

(1) 平塚文化芸術ホール及び見附台公園

対象部課：市民部 文化・交流課

都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：ひらつか文化パートナーズ

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- 対象部課において、維持管理運営等業務費（指定管理料）の支払時期について、基本協定書と年度協定書の内容に相違があった。支払時期については、基本協定書に明確に定めがあり、それに基づき支払う必要があったが年度協定書に基づき支払を行ったため、基本協定書に定められた支払期限を超過していた。対象団体（指定管理者）と協議し、基本協定書と年度協定書の内容について整合性を図った上で適切に処理されたい。
- 対象部課において、対象団体（指定管理者）が開設した経理口座に、基本協定書に定められた維持管理運営等業務費（指定管理料）以外の金銭が預けられていることについて、認識の誤りがあり適切な指示を行っていなかったため、基本協定書を再度確認し、適切な処理を行うよう指導されたい。
- 対象団体（指定管理者）において、基本協定書に定められた経理口座に維持管理運営等業務費（指定管理料）以外の金銭を預け入れていたため、基本協定書に則り適切に処理されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚文化芸術ホール	良好に管理されていた。

以 上